

文化審議会著作権分科会報告書の概要

はじめに

文化審議会著作権分科会では、「法律ルールの整備」、「円滑な流通の促進」、「国際的課題への対応」の3つの分野について、各分野に対応する3つの小委員会を設置し、以下の事項について検討を進めた。今回その結果をとりまとめたので、公表することとした。

第1章 法制問題小委員会

経緯

法制問題小委員会においては、平成17年1月24日に著作権分科会で、今後優先して対応すべき著作権法上の問題を大局的・体系的な観点から抽出・整理をし、「著作権法に関する今後の検討課題」として取りまとめたことを受け、これらの検討課題のうち、同小委員会の委員及び関係団体から数多くの改正の要望が出され、制度と実態の乖離が見られるなどにより緊急に検討を要する課題について取り上げ、同年2月から検討を進めてきた。

検討結果

1 権利制限の見直しについて

(1) 特許審査手続に係る権利制限について

- 非特許文献の提出等に係る審査官や出願人による複製
 - 非特許文献は入手困難なものも多く、審査に必要とされる迅速性・正確性の確保の観点から、権利制限を認めることが適当であるとする意見が多数
 - 複製物が当該手続外で利用されることがないように配慮が必要
- 非特許文献を出願・審査情報の一環として電子的に保存するための特許庁による複製
 - 著作権法第42条の「行政の目的のための内部資料として必要と認められる場合」に該当し、現行法でも可能とする意見が多数
- その他の手続における取扱い
 - 実用新案法、意匠法、商標法及び国際特許出願のうち同様の規定があるものについては、同様に考えることが適当との意見あり

(2) 薬事行政に係る権利制限について

- 承認・再審査・再評価制度、副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において、提出書類に研究論文等を添付するために行う複製
 - 現に支障が生じているものについては、権利制限することが適当と考えられるとする意見が多数

- 医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために、医薬品等の製造販売業者が行う研究論文等の複製
 - 構築されている許諾システムが有効に機能し、著作権処理の適正化が行われていくか注視
 - 適切な措置について引き続き検討することが適当

(3) 図書館関係の権利制限について

- 図書館関係者による具体的な提案や、権利者団体及び図書館関係者間の協議の状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討することが適当

(4) 障害者福祉関係の権利制限について

- 点字図書館などの視覚障害者情報提供施設等において、視覚障害者向けの貸出用として作成された録音図書の公衆送信
 - 対象者が専ら視覚障害者に限定されることを条件に、本件要望の趣旨に沿って権利制限を認めることが適当
- その他の論点
 - 提案者による趣旨の明確化や実態を十分に踏まえた上で検討することが適当

(5) 学校教育関係の権利制限について

- 「無線LAN」についても、有線LAN同様、「公衆送信」の定義から除外
 - 同一構内の無線LANにおけるファイル等の著作物の送信については、公衆送信に当たらないとすることが適当
- その他の論点
 - 教育行政及び学校教育関係者からの具体的な提案を待って、改めて検討することが適当

2 私的録音録画補償金の見直しについて

(1) ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について

- 賛否をめぐり、委員の間で見解が大きく分かれている状況のもとでは、現時点で内蔵型機器の指定を行うことは必ずしも適切ではないと思料
- 今年以降の私的録音・録画の検討において、補償金制度について抜本的に検討を行う中で検討すべき

(2) パソコン等の汎用機器・記録媒体の取扱いについて

- 録音や録画を行わない購入者からも強制的に一律に課金することになり、制度の対象とすべきではないとする意見が多数
- なお、汎用機器等の取扱いは、今後の私的複製における重要な課題であることから、今年以降の私的録音・録画の検討のなかで、十分な検討を行い、結論を得ることが必要

(3) 政令による個別指定という方式の変更について

- 法的安定性、明確性の観点から、一般的・抽象的な対象指定方式ではなく、現行の個別指定

方式を維持するべきであるとする意見が多数であるが、補償金制度の見直しの際に、併せて検討が必要

(4) その他（私的録音録画補償金制度の課題について）

- 私的録音録画補償金制度に関して、その廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を迅速に行うことが必要

3 各ワーキングチームの検討結果について

法制問題小委員会のもとに「デジタル対応ワーキングチーム」、「契約・利用ワーキングチーム」、「司法救済ワーキングチーム」を設置し、各課題について検討

- 機器の保守・修理時における一時的固定について（デジタル対応ワーキングチーム）
 - 保守・修理後に複製物を破棄することを条件として、機器に取り込まれたコンテンツを、機器の保守・修理のために一時的に複製することができるよう、権利制限を認めることが適当
- その他ワーキングチームにおける課題
 - 適宜引き続き検討

4 裁定制度の在り方について

法制問題小委員会に先立って「契約・流通小委員会」において検討

- 現在の裁定制度の廃止や新たな裁定制度の創設は、慎重な検討が必要
- 著作者不明の場合の裁定制度について、制度を有効に活用するためには、制度面や手続面での改善を行う必要があるとの意見あり

第2章 契約・流通小委員会

経緯

契約・流通小委員会は、平成13年10月に施行された「著作権等管理事業法」について、同法附則第7条の制度の見直し条項に基づき検討を行った。

また、コンテンツに係る著作者等とコンテンツ製作者等との契約や取引の形態によっては、コンテンツの流通が不必要に制限されたり、分野によっては著作者等に不当な契約条件を強いている場合があるのではないかと指摘を踏まえ、望ましい契約システムとは何か、また、それを実現するためにどのような方向性で関係者が取組みを行うべきかについて検討を行った。

検討結果

1 著作権等管理事業法の見直しについて

(1) 直ちに法改正すべき事項なし

著作権等管理事業法について、直ちに法改正すべき事項はない。

ただし、非一任型の管理事業の規制、管理事業者の役員の兼職、管理事業者の守秘義務、管理著作物等の情報提供、管理権限の開示義務及びインターネット公示については、管理業務の実態をよく調査するとともに、ある程度の期間を経た段階で、改めて制度改正について検討する必要がある。また、これらの課題については、この検討とは別に、文化庁はガイドラインを策定するなどして、適切な管理事業が実施されるよう管理事業者に対する指導・助言を強化していく必要がある。

(2) 管理事業者への指導監督の的確な実施

定期報告徴収及び定期立入検査、管理事業者向けの講習会などの施策については、内容の充実を図った上で今後も継続していくことが重要である。また、相当期間にわたり管理委託契約約款や使用料規程の未提出の管理事業者及び事業の実態がないと思われる管理事業者については、業務の実態をよく調査した上で、適切な監督を行う必要がある。

(3) 手続の改善等への配慮

届出事項の変更届出期間の緩和や管理委託契約約款・使用料規程のインターネット公示については、現行法の枠内で対応可能と考えられるので、文化庁はその手続の改善等に配慮すべきである。

2 著作権契約の在り方等について

(1) 書面による契約の促進

権利義務関係を明確化し、事後的なトラブルを防止するため、必要に応じて書面による契約を行うことが望ましい。

(2) 契約当事者間が納得できる契約内容の策定

当事者双方が納得できる契約を結べるよう、著作者等の交渉力が相対的に弱い場合には権利者の組織化を進めコンテンツの製作者等との協議を通じて一定の契約条件を策定したり、ま

た，標準的な契約内容を含めたひな型や約款を策定したりする方法も考えられる。

(3) 管理事業による著作権等の集中管理の促進

一任型管理事業は，利用者側から見れば一定の使用料を支払いさえすれば許諾を得られる仕組みであり，二次利用に係る契約の円滑化に有効である。また，円滑な利用秩序を早期に形成するため，必要に応じて著作権等管理事業法の使用料設定の仕組みを有効に活用する必要がある。

(4) 権利者所在情報の提供

著作物等の利用の際に著作者等の特定を容易とするため，各権利者団体等が協力し，権利の所在情報を整理・提供する体制を整備することが重要である。

(5) 国内外の事例の研究

著作権契約の在り方に関する今後の検討の基礎資料とするためにも，国内外の著作権契約の事例に関する情報の収集・分析が重要である。

(6) 文化庁の支援等

(1) ～ (5) は当事者間で取り組むべき事項であるが，文化庁としても，著作権契約に係る関連情報の提供や相談への対応，関係団体間の円満な合意形成に向けた積極的な支援等を行う必要がある。

第3章 国際小委員会

経緯

国際小委員会では、平成16年9月2日から、2年間にわたって計8回の会合を開催し、(1) 現在世界知的所有権機関(WIPO)において検討されている「放送機関の保護に関する条約」(放送条約)案やフォークロアの保護など国際的なルール作りへの我が国の参画の在り方、(2) アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策の在り方、(3) ファイル交換やデジタル著作権管理(DRM)などのデジタル化に伴う著作権の国際的な課題への対応の在り方について検討を行った。

検討結果

1 放送条約への対応の在り方について

(1) 放送条約の保護の趣旨について

条約テキストの「放送機関」の定義は、我が国著作権制度が著作隣接権を保護する趣旨に概ね沿っている。

(2) 条約の保護の対象について

条約の保護の主体を法人に限定しても問題はない。放送機関と有線放送機関を条約の保護の主体と位置づけていくことが適当。ウェブキャスティングの保護については、現在の条約テキストで強制的保護とされていないことは我が国の考え方に沿っているが、将来の国際的な議論に備えて引き続き検討を進める必要がある。

(3) 支分権の内容について

固定されていない放送をそのままインターネットで送信する形態についても利用可能化権を付与することにより保護することが望ましい。再送信権の対象として、同時の再送信だけでなく、異時の再送信も含めることが望ましい。放送の固定後の二次利用に係る権利を禁止権とすることについては、米国等の考えを聴取しつつ慎重に検討することが必要。その他の支分権については、現行著作権法でもすでに権利が付与されており、条約においても権利を付与されることが適当。

(4) 技術的保護手段及び権利管理情報について

暗号解除の取扱いについては、各国における議論の動向及び著作権関連法制度による対応の状況を考慮しつつ、検討すべき。権利管理情報に関する義務については、他の著作隣接権者とのバランスも考慮しつつ、規定を設けることが適当。

2 フォークロアの保護への対応の在り方について

フォークロアの保護は一つの枠組みで達成されるものではなく、各国が制度を「柔軟に」選択し、自国の文化・慣習に合わせた保護制度を「包括的に」構築することを目指すべき。したがって当面は条約でなく、ガイドラインやモデル規定とする方向で議論することが適当。

3 アジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策の在り方について

(1) E P A , F T A 策定への協議の場における侵害国等への働きかけ , (2) アジア諸国等における著作権制度及び著作権思想の普及への支援 , (3) マニュアルの作成やセミナーの開催を通じた我が国の権利者による積極的な権利行使の支援 , (4) 官民の連携の一層の強化 , (5) 欧米等との連携の強化 , を行い , 引き続きアジア諸国等との連携の強化及び海賊版対策に積極的に取り組むべき。

4 デジタル化に伴う著作権の課題への在り方について

デジタル著作権管理 (D R M) 技術の標準化 , 相互運用の確保については , 原則として関係者が自主的に取り組んでいくべきであるが , P 2 P (Peer to Peer) 技術を利用したファイル交換及び D R M について , 我が国としては , 著作権関連条約への各国の加盟の促進 , 裁判管轄と準拠法の問題の検討 , 主要国間の連携強化等に努めることが重要。